

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自立共生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表4に定める額を支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等の支給は、銀行振込により、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期に行うものとする。

(1) 報酬については、毎月15日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3ヶ月以内に支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、一部改訂し、平成24年6月1日より適用する。

この規程は、一部改訂し、平成25年4月1日より適用する。

この規程は、一部改訂し、平成26年4月1日より適用する。

この規程は、一部改訂し、平成29年3月19日より適用する。

別表1 (常勤役員の報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|-------------|
| 理事長 | 月額 200,000円 |

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、上記の報酬の額から職員給与の額を差し引いた金額を、役員の報酬として支給する。

別表2 (常勤役員の退職金算定式)

| |
|---------------|
| 最終報酬月額×在任年数×2 |
|---------------|

上記在任年数は1年単位とし、1年に満たない日数は切り捨てることとする。

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| | |
|---------------|------------|
| 評議員会への出席 | 日額 10,000円 |
| 上記以外の業務のための出勤 | 日額 10,000円 |

(2) 理事

| | |
|---------------|------------|
| 理事会等会議への出席 | 日額 10,000円 |
| 上記以外の業務のための出勤 | 日額 10,000円 |

(3) 監事

| | |
|---------------|------------|
| 監事監査への出席 | 日額 10,000円 |
| 上記以外の業務のための出勤 | 日額 10,000円 |

別表4 (費用弁償)

(1) 会議等出席のための交通費の費用弁償額

| | |
|------------------------|--------|
| 会議等が開催される市内に居住する非常勤役員等 | 2,000円 |
| 会議等が開催される市外に居住する非常勤役員等 | 3,000円 |

| | |
|----------------------------|--------|
| 会議等が開催される県外に 居住する非常勤役員等 | 5,000円 |
|----------------------------|--------|

交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。

(2) 出張旅費の費用弁償額

| | |
|-----|--------------|
| 交通費 | 実費 |
| 宿泊費 | 20,000円以内の実費 |